

介護保険の負担軽減制度について

介護保険制度について

介護保険制度とは、日常生活が困難になった高齢者を社会全体で支える制度です。

介護保険のサービスを利用するためには、市への介護認定申請が必要となります。認定審査の後、状態に応じた認定度合が決定されます。その後、認定度合に応じて、居宅や施設サービス等がご利用になれる仕組みです。利用者は、原則サービス費用の1割を負担し、残り9割は介護保険が支払います。

今回は、個人の負担1割分や施設等での食費代等を軽減する制度の一部をご紹介します。

利用者負担(1割)が高額になったとき

介護保険でサービスを利用された人の1か月の利用者負担額合計が、下表の上限額を超えた場合、市への申請により、上限額を超えた分が払い戻されます。

<利用者負担上限額>

対象者の区分	1か月の上限額
●生活保護受給者	個人15,000円 世帯15,000円
●世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	個人15,000円 世帯24,600円
●世帯全員が市民税非課税で上記の区分に属さない人	個人24,600円 世帯24,600円
●上記以外の人 (市民税課税世帯)	個人37,200円 世帯37,200円

同一世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の利用者負担額が世帯の上限を超えた分が払い戻されます。

利用者負担額を1か月分全額支払われた時点から、2年間さかのぼって申請することができます。

<払い戻しの対象となる利用者負担>

居宅介護サービス費に係る利用者負担分

施設介護サービス費(食費・居住費を除く)に係る利用者負担分

申請が必要です

必要書類

- 介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書(介護保険課窓口にあります)
- 介護保険被保険者証
- 印鑑
- サービスを受けた施設・事業所が発行する介護サービス利用料にかかる領収書
- <口座振込になるため>振込先の口座番号が確認できるもの(ゆうちょ銀行以外)

<このような費用は対象となりません>

施設での介護保険給付以外のサービス利用者負担分

福祉用具購入に要する利用者負担分

住宅改修に要する利用者負担分

施設に入所している人の軽減制度

介護保険施設入所やショートステイなどの施設サービスを利用したときに、1割の介護サービス費用とは別に、食費と居住費（滞在費）がかかります。この食費と居住費（滞在費）は全額自己負担となりますが、所得の低い人には負担が重くならないように、所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が受けられます。

<負担限度額（日額）>

下記の利用者負担段階「第1段階」から「第3段階」に該当する人は、負担の軽減が受けられます。

	利用者負担段階	居住費または滞在費				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
負担軽減の対象となる人	第1段階 ●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	第2段階 ●世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
	第3段階 ●世帯全員が市民税非課税で、かつ第2段階に非該当の人	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
	第4段階 ●上記以外の人	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

（ ）内の金額は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の負担限度額となります。

上記の第4段階の金額は、施設における食費・居住費（滞在費）の平均的な費用額です。これは国の基準額であり、実際の負担額は入所されている施設が設定します。

<対象となる施設>

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

<軽減を受けるために必要な手続き>

利用者負担段階が「第1段階」から「第3段階」に該当する人が軽減を受けるには『介護保険負担限度額認定申請書』の提出が必要です。

介護保険課の窓口で申請 → 『介護保険負担限度額認定証』が後日郵送 → 施設へ提示

負担限度額の認定は、申請を受け付けた日の属する月の初日からの適用になります。

適用期間は、翌年6月30日まで（4・5・6月申請の場合は同年6月30日まで）となります。

毎年更新申請が必要です。

今回ご紹介した制度の他に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度などがありますので、まずは介護保険課の窓口までご相談ください。

●問い合わせ先

介護保険課 介護保険係 内線452・453



小郡市地域包括支援センターに、 ご相談ください

地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療など
さまざまな面から専門職で「チーム」を組んで支えます。



最近つまずきやすくなったなあ、
物忘れも出てきたしどうしよう？

介護保険って
なに？

どんな福祉サービス
があるの？

介護の悩みを
誰かに
相談したい

ご近所のおばあちゃんを
最近見かけないけど
どうしたのかしら

みんなと楽しく
過ごせる場所は
ないかしら？

独り暮らしの
父のことが
心配だな

隣のおばあちゃんが
訪問販売の被害に
あってみたいよ

住み慣れた地域での生活を支える 地域包括支援センター

☎72 - 7551 (直通)
☎72 - 2111 内線455
(介護保険課内)



『家庭介護介助者養成講座』 主催：財団法人福岡県市町村振興協会 ～ だれでもできる！らくらく介護 ～

- 会場・日程 (筑後地区)
黒木町 (地域交流センターふじの里) 8月20日(水)・23日(土)
立花町 (立花町町民センター) 8月21日(木)・24日(日)
柳川市 (柳川総合保健福祉センター水の郷) 8月27日(水)・30日(土)
みやま市 (高田総合福祉センターあたご苑) 8月28日(木)・31日(日)
大木町 (健康福祉センター、大木町保健センター) 9月3日(水)・6日(土)
大川市 (大川市文化センター) 9月4日(木)・7日(日)
- 時間 午前10時30分～午後3時10分
- 募集人員 各コース20人(定員になり次第締切)
- 受講対象者 家庭介護をされている人、またはお年寄りの自立を目指したお世話、病気の予防、家庭での介護方法等について学びたい人
- 参加費 無料
- 募集締切 各コース初日の前々日午後5時まで
- 申込方法 下記までお電話にてお申し込みください。後日、受講確認書が送付されます。
- 受託先申込・問い合わせ先 麻生教育サービス株式会社
☎092 - 482 - 7006

ホームヘルパー養成研修 (2級課程) 受講者募集

- 現在ホームヘルプサービスに従事している人、これから従事しようとしている人が対象です。
- 期 日 【土・日コース】8月3日(日)～平成21年3月22日(日)
【平日コース】10月6日(月)～平成21年3月16日(月)
 - 会 場 久留米赤十字会館
 - 内 容 ○講義 59.5時間 ○実習講習 42時間 ○実習 30時間 (実習は原則平日) 本研修は、全課程の履修が必要です。
 - 申込締切 【土・日コース】7月9日(水) 【平日コース】9月1日(月)
 - 定 員 各11人
 - 受講料 2万円 (他に健康診断書代等経費として1万円程度)
 - 申込・問い合わせ先 介護保険課高齢者サービス係
☎72 - 2111 内線454

老人福祉計画作成協議会 委員を公募します。

市では、第4期の老人福祉計画および介護保険事業計画の作成に携わる委員を公募します。公募の内容は、次のとおりです。

- 応募資格
 - (1) 応募日現在において本市に住所を有している40歳以上の人
 - (2) 老人福祉または介護保険事業に関し、知識または経験を有する人
 - (3) 国または地方公共団体の議員でない人
- 募集人員 2人
- 選任の時期および任期
平成20年度から平成22年度の3年間
- 会議開催 必要に応じて開催
(平日の夜間)
- 応募方法 所定の申込用紙で、介護保険課にご提出下さい。申込用紙は、ホームページからダウンロードまたはお電話頂ければ送付します。
- 応募受付期間 5月20日(火)～6月3日(火)(必着)まで(ご持参の場合、土・日曜を除く午前8時30分～午後5時まで)
- 選考および選考結果通知方法
 - (1) 選考 書類選考の後面接
 - (2) 選考結果通知方法 郵送にて通知
- 問い合わせ先 介護保険課高齢者サービス係 ☎838-0198 小郡市小郡255番地1
☎72 - 2111 内線454